

# 業務部速報

No. 4

発行 17. 7. 6

JR東労組 業務部

## 申2号 エルダー組合員の本体勤務枠拡大に関する解明交渉 第1回 その2

### 第3項 会社における業務範囲拡大について、以下の項目を明らかにすること

- ①資格や適性検査の合格を要件とする業務について
- ②設備等保全の計画・管理業務について

#### 会社の認識

- ・現在 60 歳未満の社員が行っている**殆どの業務が対象**となる
- ・対象とならないのは、営業の出改札、支社等の非現業、地区指導センター（各指令、建築設備センター、機械設備センターは除く）
- ・提案資料にある職名に該当するかを基本に、3項①②③に該当するかを考慮していく。設備職場では、エルダー社員のみで現場に出ることもある。

#### 組合の主張

- ・対象となる業務は明確に限定すべきだ。
- ・支社等の現業に近い業務について、線引きを明確にすべきだ。

### ③管理業務について

#### 会社の認識

- ・管理者（現場の助役職）が担っている業務は全て拡大の範囲に含まれる
- ・現場長の業務は含まない
- ・きかく部門は該当しない（各指令、建築設備センター、機械設備センターは除く）

#### ①②③項の 確認事項

- ・現業の業務は事務を含めてすべて本体勤務枠拡大の対象となる！
- ・管理業務も助役の担っている業務はすべて本体勤務枠拡大の対象となる！

### ④アドバイザーマイスターとの違いについて

#### 会社の認識

- ・アドバイザーとマイスターは全社で200人強いて、営業に3割、運転に1割、車両に1割強、設備に4割強である。
- ・アドバイザー・マイスターの役割や、管理者との関係性は変わらない。
- ・本体勤務枠拡大で管理者が増えたとしても、現行のアドバイザーやマイスターを減らす考えはない。

### ⑤「会社必要と認めた場合に配置する」について

#### 会社の認識

- ・営業：エルダー雇用の基本はグループ会社に出向することだ。エルダーが本体内でノウハウを活かしてほしい業務があれば、①～③の業務に就いていただく。
- ・運車：車両の重要な部品を JR 東日本として施工していく。その方の技量を認めた場合行うことがある。**まだ委託の途上にあるので、今後も変動はある。**

#### 組合の主張

- ・本部大会で社長が施策を並べて挨拶いただいたことで職場が混乱している。
- ・エルダー本体勤務枠拡大の議論中に、今後実施する施策を持ち出すのであれば、今施策の交渉とならない。会社の交渉の向かい方の姿勢を改めるべきだ！

**解明交渉の途中で別施策を進める事を論じる会社の不意誠実な姿勢により議論が紛糾！  
会社の交渉に向かう姿勢を改める事を通告して交渉を中断しました！**